

平成25年5月15日

ハンセン病問題の最終解決を進める国會議員懇談会

会長 平沼赳夫先生

ハンセン病国賠訴訟全国原告団協議会
全国ハンセン病療養所入所者協議会
ハンセン病国賠訴訟全国弁護団連絡会

要 請 書

1 要請の趣旨

- (1) 国家公務員の定数削減計画の対象から国立ハンセン病療養所職員を除外すること
- (2) 国立ハンセン病療養所の賃金職員の早期定員化に向けての長期計画を策定すること
- (3) 国立ハンセン病療養所の医師・看護師・定員の充足を図ること

2 要請の理由

- (1) 平成25年度においては、ハンセン病問題の最終解決を進める国會議員懇談会の先生方のご尽力により、療養所の定員削減に歯止めをかけ、平成24年度と同数を維持することができ、更に介護員を30名増員させることや退職後短期間勤務看護師の定数枠を新たに13名確保する等懸案であった介護・看護維持の充実に向けての大きな成果を得ることができました。
- (2) ただ、その反面で、増員に見合うだけの定員の削減も必要となり、介護員を除く技能職の退職後の後補充が見送られることになりましたので、厨房、ボイラー管理等入所者の生活に密接な業務の外部委託が一層進むことになり、高齢化した入所者にとって大きな不安材料ともなっています。

こうした事態は、療養所職員が国家公務員の定数削減の対象となっていることから生じているものであり、厚生労働省の事務方の努力によっては解決困難な政治課題であることに起因しています。

つきましては、引き続き国家公務員の定数削減の対象から療養所職員を除外することにお力添えをいただくとともに、遅くとも平成26年6月頃には決定されることになる平成27年度以降の国家公務員の定数削減計画においては、療養所職員を必ず除外していただきたく、要請申し上げる次第です。

- (3) また、600名に及ぶ療養所の賃金職員を正職員として定員化する問題についても、徐々に改善されつつあるものの、早期にこれを実現するには、程遠い状況にあります。

この問題の抜本的解決のためには、療養所を国家公務員の定数削減の対象から除外したうえで、賃金職員の完全定員化に向けての長期計画を策定することが必要不可欠です。

深刻な医師定員の充足の問題と合わせて引き続き、ご尽力を賜りますようお願いいたします。